

補助金の算定方法及び上限金額について

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1	耐震診断	耐震診断(非木造の住宅に限る。)に要する費用	補助対象経費に2/3を乗じて得た額又は89,000円のいずれか低い額（上限89,000円）
2	耐震補強設計	耐震補強設計(建替え工事を除く。)に要する費用	補助対象経費に2/3を乗じて得た額又は132,000円のいずれか低い額（上限132,000円）
3	耐震改修工事	耐震改修工事(建替え工事を除く。)に要する費用	次の①に掲げる額に②に掲げる額を加えて得た額（上限1,159,600円） ① 補助対象経費(当該住宅の延べ面積に39,900円を乗じて得た額を超える場合は、当該算定により得た額)に11.5%を乗じて得た額又は489,300円のいずれか低い額 ② 補助対象経費に2/3を乗じて得た額又は670,300円のいずれか低い額
4	耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	区分2及び区分3に規定する補助対象経費(建替え工事である場合の補助対象経費は、耐震補強設計及び耐震改修工事に要する費用相当分とする。)	次の①に掲げる額に②に掲げる額を加えて得た額又は補助対象経費(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額（上限1,316,000円） ① 区分3に規定する補助対象経費に2/5を乗じて得た額又は575,000円のいずれか低い額 ② 補助対象経費から①に掲げる額を減じて得た額又は741,000円のいずれか低い額
5	耐震ベッド又は耐震シェルターの購入及び設置工事	耐震ベッドの購入及び設置工事に要する費用	補助対象経費に2/3を乗じて得た額又は266,000円のいずれか低い額（上限266,000円）
6		耐震シェルターの購入及び設置工事に要する費用	
7	地震津波対策型移転(除却工事)	既存住宅の除却に要する費用(耐震改修工事に要する費用相当分とする。)	補助対象経費に23%を乗じて得た額又は500,000円のいずれか低い額（上限500,000円）

（備考）

- 1 補助対象経費は、第三者の審査に要する費用を除くものとする。
- 2 補助金の額の算定において、補助対象経費に割合を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を採用するものとする。